

平成 26 年 11 月 14 日

倉吉信用金庫

金融円滑化への取組状況について

倉吉信用金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

平成 26 年 9 月末における当金庫の金融円滑化への取り組み状況を、お知らせいたします。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫の、金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

《取組方針》

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

① 苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

(平成 22 年 1 月 18 日苦情・相談メール開設、同 25 日専用フリーダイヤル開設)

② お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

3. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

①経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。

経営改善・指導は本部企業再生課がサポートいたします。

②経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。

金融円滑化法期限到来後における貸付条件の変更状況

(金融円滑化法は25年3月末で終了しましたが、本票は25年4月以降の受付を加算して集計したものであります。)

1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	8,930	9,377	9,966	10,307	11,107	11,376	11,718						
うち、実行に係る貸付債権の額	8,449	9,097	9,577	9,987	10,643	10,936	11,237						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	82	82	82	82	82	82	82						
うち、審査中の貸付債権の額	245	7	91	23	138	115	154						
うち、取下げに係る貸付債権の額	153	190	215	215	243	243	243						

2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	740	774	824	865	912	936	967						
うち、実行に係る貸付債権の数	711	744	792	834	875	902	928						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	7	7	7	7	7						
うち、審査中の貸付債権の数	6	5	5	4	9	6	11						
うち、取下げに係る貸付債権の数	16	18	20	20	21	21	21						

金融円滑化法期限到来後における貸付条件の変更状況

(金融円滑化法は25年3月末で終了しましたが、本票は25年4月以降の受付を加算して集計したものであります。)

3. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	674	685	718	718	752	770	787						
うち、実行に係る貸付債権の額	598	615	628	648	682	682	717						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	30	30	30	30	30	30	30						
うち、審査中の貸付債権の額	5	0	19	0	0	18	0						
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	39	39	39	39	39	39						

4. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	65	66	71	71	74	75	77						
うち、実行に係る貸付債権の数	58	60	63	65	68	68	71						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2						
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	2	0	0	1	0						
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4						